

(様式1)

平成26年6月12日
京丹後市議会

「京丹後市議会政務活動費の交付」についてのご意見の募集について

京丹後市議会では、京丹後市議会政務活動費の交付について、検討案を取りまとめましたので、このことについて広く市民のみなさんからご意見を募集します。

1 趣旨

地方自治法の規定に基づき、京丹後市議会基本条例を尊重し、京丹後市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付する制度を新たに創設するものです。

2 目的及び背景

地方分権一括法等の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大しており、議会の果たす役割がますます重要となってきました。このような中、議会の活性化を図り、議会の審議能力を高めるためには、議員の調査活動基盤の強化が必要であるという観点から、平成12年に政務調査費交付制度が自治法上制度化されました。平成24年に名称が政務調査費から政務活動費に改められ、使途基準も、陳情・要請活動が認められることとなりました。

京丹後市議会は、政務活動費交付制度を設けずに活動を続けてきましたが、平成25年9月に政務活動費等調査特別委員会を設置し、政務活動費等について調査・検討を重ねてきたものです。

3 施行予定期日

平成27年4月1日

4 検討案

- (1) 京丹後市議会政務活動費の交付に関する概要
- (2) 京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例の検討案
- (3) 京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の検討案
(参考資料)
 - (1) 京丹後市議会政務活動費運用基準案
 - (2) 全国・府内市議会の交付状況

5 ご意見の提出方法及び記入事項等

- (1) ご意見は、郵便、ファクシミリ又は電子メールでお寄せください。
郵便の場合：〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 京丹後市議会事務局
ファクシミリの場合：0772-69-0902
電子メールの場合：gikaisomu@city.kyotango.lg.jp
- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、議会事務局及び各市民局に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。ご意見提出様式

(3) ご意見には、次の項目を記入してください。

- | |
|--|
| (1) あて先：京丹後市議会事務局 宛 |
| (2) 氏名等：氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名） |
| (3) 連絡先：住所（法人その他団体にあつては、所在地）、電話番号、電子メールでご意見をお寄せいただく方は電子メールアドレス |
| (4) 題名：「京丹後市議会政務活動費の交付」に対する意見 |
| (5) 意見：ア 該当項目（検討案のどの部分についての意見であるか明記してください。） |
| イ 意見の内容 |
| ウ 理由 |

6 ご意見の提出上の注意

提出された意見は、氏名等と連絡先を除き、公表することがありますのであらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

ご意見は、日本語で記入してください。

7 ご意見の提出期限

平成26年7月11日（金）必着とします。

8 ご意見の取扱い

- (1) 提出されたご意見を考慮して条例、規則を検討し、京丹後市議会で最終決定する予定です。
- (2) 意見の概要と京丹後市議会・政務活動費等調査特別委員会の考え方をホームページ並びに議会事務局及び各市民局で一定期間公表します。なお、ご意見に対し、個別には回答いたしかねますのでその旨ご了承ください。
- (3) ご意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、京丹後市議会・政務活動費等調査特別委員会の考え方を示さないことがあります。

9 問い合わせ先

担 当：京丹後市議会事務局

所在地：〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889

電 話：0772-69-0010

F A X：0772-69-0902

電子メール：gikaisomu@city.kyotango.lg.jp